

合併処理浄化槽の 設置費用を一部補助します

合併処理浄化槽は、各家庭や職場から出るし尿や生活雑排水をきれいにし、河川や水路に放流する設備で、川や海などの水環境を保全するため、大きな役割を果たしています。

市は、合併処理浄化槽の普及・促進を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業、漁業集落排水事業などの集合処理が実施されない地域にお住まいの人を対象に、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します。

申し込みの際は、事前に工事業者と相談してください。

詳しくは、本庁生活環境課または、各振興局生活環境係へお問い合わせください。

※平成十三年の浄化槽法改正で、原則として単独処理浄化槽の新設が禁止され、また、既設の単独処理浄化槽についても、合併処理浄化槽への転換努力が義務づけられています。なお、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合も、補助の対象となります。

●対象者

市内在住で（市外からの転入も含む）、合併処理浄化槽を設置して専用住宅（新築・改築）に住む人。

※長屋及び共同住宅は対象となりません。

●次にうち、いずれかに該当する場合は、補助の対象となります。

- ・浄化槽法に基づく設置届けの審査を受けずに浄化槽を設置する人。
- ・建築基準法に基づく建築確認を受けずに浄化槽を設置する人。
- ・専用住宅を借りている人で、賃貸人の承諾を得られない人。

・市長が補助金交付の可否を決定する前に、浄化槽の設置工事に着手した人。

※以上のほかにも、補助の対象とならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

《問い合わせ》

本庁生活環境課 第4庁舎1階
☎(097)3995 または各振興局生活環境係

補助金額

補助金額は設置する合併処理浄化槽の大きさにより異なりますので、ご注意ください。

5人槽の場合	7人槽の場合	10人槽の場合
354,000円 (444,000円)	411,000円 (486,000円)	519,000円 (576,000円)

※（ ）内は、チッ素またはリンを除去する高度処理型を設置しなければならない、鶴見・宇目地域にお住まいの皆さんへの補助金額です。

浄化槽を設置している人は「法定検査」を受けましょう！

●法定検査とは？

浄化槽法で義務づけられた単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の水質検査のことで、県知事が指定した検査機関が行います。浄化槽を設置している人（浄化槽の所有者等）は、定期的な保守点検や清掃とは別に、定期的に法定検査を受けなければなりません。

●法定検査には次の2種類があります

・浄化槽設置後の水質検査（7条検査）

浄化槽が適切に設置されているかどうかを調べる検査です。使用開始後6か月～8か月の間に受けなければなりません。

・浄化槽の水質に関する定期検査（11条検査）

保守点検・清掃の業務が適切に行われているかどうか調べる検査です。年1回定期的に受けなければなりません。

※検査結果については、後日、指定検査機関から送付される法定検査結果書でお知らせします。

（3年間保存すること）

※これまでに検査を受けたことのない人は、（財）大分県環境管理協会に申し込んでください。

《申し込み・問い合わせ》

（財）大分県環境管理協会 ☎097-567-1855